

令和6年11月27日

令和6年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和6年11月27日会議提出議案一覧表

議案第22号	令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）	・・・	別冊
議案第23号	令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	・・・	別冊
議案第24号	令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	・・・	別冊
議案第25号	令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第26号	令和6年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・・・	別冊
議案第27号	令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第4号）	・・・	別冊
議案第28号	令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）	・・・	別冊
議案第29号	鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	・・・	1
議案第30号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	・・・	9
議案第31号	鳥羽市分課組織条例の一部改正について	・・・	13
議案第32号	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・	15
議案第33号	工事請負変更契約の締結について	・・・	18
議案第34号	指定管理者の指定について（鳥羽マリンターミナル）	・・・	19
議案第35号	指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館外6施設）	・・・	20
報告第13号	専決処分した事件の報告について （令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号））	・・・	21

議案第29号

鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように定める。

令和6年11月27日 提出

令和6年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

行政手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことについて、必要な事項を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び三重県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定により設置される本市の執行機関、水道事業管理者及び下水道事業管理者の権限を行う市長、消防本部（消防署を含む。）、市議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (11) 電子情報処理組織 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（情報システムの整備）

第3条 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システム（以下「情報システム」という。）の計画的な整備に努めるものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分

につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第

2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第 6 条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第 7 条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第 8 条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第4条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第4条及び第5条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第6条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第10条 市長は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、市民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他

の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により必要に応じて公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように定める。

令和6年11月27日 提出

令和6年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁
刑が創設されることから、関係条例について所要の改正をしたく、本提案とする
ものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鳥羽市職員給与条例の一部改正)

第3条 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第43条の2第3号及び第4号並びに第43条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 鳥羽市職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正)

第5条 鳥羽市民の環境と自然を守る条例(昭和48年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第67条の前の見出しを「(罰則)」に改め、同条中「及び」を「又は」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第68条中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第69条中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。

(鳥羽市消防団条例の一部改正)

第6条 鳥羽市消防団条例(昭和47年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の

整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の鳥羽市職員給与条例第43条の３第１項第１号の規定及び第４条の規定による改正後の鳥羽市職員の退職手当に関する条例第12条第１項第１号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 31 号

鳥羽市分課組織条例の一部改正について

鳥羽市分課組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 27 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

デジタル技術を活用した業務改善等を積極的に推進する体制を整備するため、組織を見直したく、本提案とするものである。

鳥羽市分課組織条例の一部を改正する条例

鳥羽市分課組織条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） デジタル施策に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

本市の国民健康保険事業の動向及び財政状況を鑑み、今後も持続可能な事業運営を図るため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険税条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の7.2」に改める。

第4条中「100分の19」を「100分の13.0」に改める。

第5条中「27,200円」を「30,600円」に改める。

第5条の2第1号中「23,000円」を「20,300円」に改め、同条第2号中「11,500円」を「10,150円」に改め、同条第3号中「17,250円」を「15,225円」に改める。

第6条中「100分の1.7」を「100分の3.0」に改める。

第7条中「100分の4.10」を「100分の2.7」に改める。

第7条の2中「6,500円」を「12,700円」に改める。

第7条の3第1号中「5,400円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「2,700円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「4,050円」を「6,300円」に改める。

第8条中「100分の2.7」を「100分の2.3」に改める。

第9条中「100分の5.00」を「100分の3.3」に改める。

第9条の2中「12,200円」を「12,300円」に改める。

第9条の3中「8,500円」を「6,100円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19,040円」を「21,420円」に改め、同号イ（ア）中「16,100円」を「14,210円」に改め、同号イ（イ）中「8,050円」を「7,105円」に改め、同号イ（ウ）中「12,075円」を「10,658円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「8,890円」に改め、同号エ（ア）中「3,780円」を「5,880円」に改め、同号エ（イ）中「1,890円」を「2,940円」に改め、同号エ（ウ）中「2,835円」を「4,410円」に改め、同号オ中「8,540円」を「8,610円」に改め、同号カ中「5,950円」を「4,270円」に改め、同項第2号ア中「13,600円」を「15,300円」に改め、同号イ（ア）中「11,500円」を「10,150円」に改め、同号イ（イ）中「5,750円」を「5,075円」に改め、同号イ（ウ）中「8,625円」を「7,613円」に改め、同号ウ中「3,250円」を「6,350円」に改め、同号エ（ア）中「2,700円」

を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「1,350円」を「2,100円」に改め、同号エ（ウ）中「2,025円」を「3,150円」に改め、同号オ中「6,100円」を「6,150円」に改め、同号カ中「4,250円」を「3,050円」に改め、同項第3号ア中「5,440円」を「6,120円」に改め、同号イ（ア）中「4,600円」を「4,060円」に改め、同号イ（イ）中「2,300円」を「2,030円」に改め、同号イ（ウ）中「3,450円」を「3,045円」に改め、同号ウ中「1,300円」を「2,540円」に改め、同号エ（ア）中「1,080円」を「1,680円」に改め、同号エ（イ）中「540円」を「840円」に改め、同号エ（ウ）中「810円」を「1,260円」に改め、同号オ中「2,440円」を「2,460円」に改め、同号カ中「1,700円」を「1,220円」に改め、同条第2項第1号ア中「世帯4,080円」を「世帯 4,590円」に改め、同号イ中「世帯6,800円」を「世帯 7,650円」に改め、同号ウ中「世帯10,880円」を「世帯 12,240円」に改め、同号エ中「世帯13,600円」を「世帯 15,300円」に改め、同項第2号ア中「世帯975円」を「世帯 1,905円」に改め、同号イ中「世帯1,625円」を「世帯 3,175円」に改め、同号ウ中「世帯2,600円」を「世帯 5,080円」に改め、同号エ中「世帯3,250円」を「世帯 6,350円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工 事 名	内 容		
	変更事項	変更前	変更後
鳥羽東中学校大規模改修工事 (令和 6 年度)	契約金額	171,930,000 円	179,914,900 円

令和 6 年 11 月 27 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

令和 6 年 6 月 5 日会議において可決された工事請負契約（受注者 株式会社亀川組）について、その内容の一部を変更したく、本提案とするものである。

議案第 3 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽マリンターミナル	鳥羽市鳥羽一丁目 2383 番地 42 一般財団法人鳥羽市開発公社 副理事長 立花 充	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により選定した候補者を、指定管理者に指定したく、本提案とするものである。

議案第35号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市民体育館 鳥羽中央公園野球場 鳥羽中央公園庭球場 鳥羽中央公園多目的グラ ウンド 鳥羽中央公園相撲場 鳥羽中央公園水泳プール 鳥羽市武道館	東京都千代田区神田駿河台 三丁目3番地4 三幸株式会社 代表取締役 橋本有史	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

令和6年11月27日 提出

令和6年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により選定した候補者を、指定管理者に指定したく、本提案とするものである。

報告第13号

専決処分した事件の報告について

(令和6年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号))

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月27日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎